

# 石川県国民健康保険運営協議会の概要

# 石川県国民健康保険運営協議会の概要

## 1 設置の目的

国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため 「石川県国民健康保険運営協議会」 を設置

## 2 所掌事務

- ① 石川県国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- ② 国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- ③ その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項

## 3 組織等

- 定数 : 11人
- 任期 : 3年 (R3.4.1~R6.3.31)
- 会長 : 公益代表から選出

## 4 開催状況等

| 平成29年度                                | 平成30年度                           | 令和元年度                            | 令和2年度                            |
|---------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 7月 運営協議会①<br>(諮問) 運営方針骨子              | 8月 運営協議会④<br>国民健康保険の現状等          | 11月 運営協議会⑥<br>国民健康保険の現状等         | 8月 運営協議会⑧<br>(諮問) 運営方針案          |
| 10月 運営業議会②<br>運営方針素案                  | 2月 運営協議会⑤<br>運営方針取組状況<br>納付金算定結果 | 2月 運営協議会⑦<br>運営方針取組状況<br>納付金算定結果 | 11月 運営協議会⑨<br>(答申) 運営方針案         |
| 11月 運営協議会③<br>(答申) 運営方針案<br>納付金等の算定方法 |                                  |                                  | 2月 運営協議会⑩<br>運営方針取組状況<br>納付金算定結果 |

## 【国民健康保険法】

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、…(略)…国民健康保険事業費納付金の徴収、…(略)…都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

## 【石川県国民健康保険条例】

### 第2章 石川県国民健康保険運営協議会

(設置)

第3条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、石川県国民健康保険運営協議会を置く。

(委員)

第4条 協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第64条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ第1項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【石川県国民健康保険運営協議会運営要綱】

(所掌事務)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1)石川県国民健康保険運営方針の作成に関すること。
- (2)国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (3)前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(会議の開催条件)

第3条 協議会は、条例第4条第1項各号に掲げる委員から各1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議の公開)

第4条 協議会の会議は公開して行うものとする。ただし、会長が特に必要と認めるときは非公開とすることができる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは傍聴人の数を制限し、又は退場を命ずることができる。
- 3 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。